

平成25年度随意契約情報(使用料・賃借料)商工労働部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額 (円)	適用条項	随意契約理由
1	成長産業	新エネ課	新エネルギー産業グループ	トヨタ自動車 株式会社 福井 俊之	燃料電池庁用自動車の賃貸借契約の締結及び経費の支出について	20130401	20140331	2,394,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	☆契約は23年度に締結済み庁用自動車として使用するために最重要条件である故障等の緊急時のメンテナンス体制が唯一確保ができる事業者であるため
2	成長産業	特区立地課	総務・企画グループ	千里マネージメント合同会社 一般社団法人SH18	バイオ振興課千里中央執務室の賃貸借にかかる経費(賃貸)	20130401	20140331	3,566,304	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当ビルは北大阪をライフサイエンスのメッカとするため産官学の連携のもと整備された建物であり、千里ライフサイエンス振興財団をはじめとした関係機関が入居している。また、本府執務室として利用するのに十分な面積を有しており、その賃借料等も周辺の民間ビルと比較して適当な価格であるため
3	中小支援	ものづくり	技術支援グループ	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	クリエイション・コア東大阪南館執務室の賃貸借にかかる経費	20130401	20140331	4,202,100	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(建物の賃借)が特定の者(現在賃借している建物の管理運営者)でなければ実施することができないものであるため。
4	雇用推進	労政	労政・労働福祉グループ	株式会社 リそな銀行	総合労働事務所用労働センター南館の建物賃貸借(共益費を含む)	20130401	20140331	38,350,752	地方自治法第234条の3	土地信託受託者(株)リそな銀行)との間で締結した建物賃貸借契約によるもの
5	雇用推進	労政	労政・労働福祉グループ	株式会社 リそな銀行	労働センター南館(5, 7, 10階)賃借料の経費支出について	20130401	20140331	40,458,528	地方自治法第234条の3	土地信託受託者(株)リそな銀行)との間で締結した建物賃貸借契約によるもの
6	雇用推進	労政	労政・労働福祉グループ	独立行政法人 日本万国 博覧会記念機構	旧オオサカサンパレス土地賃貸借契約に伴う経費	20130401	20140331	96,622,176	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(賃借契約)が特定の者(土地所有者)でなければ実施することができないものであるため

平成25年度随意契約情報(使用料・賃借料)商工労働部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額 (円)	適用条項	随意契約理由
7	計量検定所	計量検定所	総務課	一般財団法人 日本品質保証機構 関西試験センター	環境計量器検査設備借上げに伴う賃貸借契約	20130610	20140331	7,457,100	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本件に係る環境計量器検査設備は、国から指定を受けた検定機関である(一般財)日本品質保証機構だけが所有し、近畿、中国、四国地域においては(一般財)日本品質保証機構関西試験センターだけが唯一の機関である。
8	計量検定所	計量検定所	総務課	株式会社 レックスリース 安田 盛嗣	大阪府計量検定所公用車(H25年度再リース分)の賃貸借契約	20131201	20161130	1,285,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	計量検定所では、計量法に基づく所在検定や立入検査のために必要となる機材の運搬等に使用するため、公用車を運行している。 現在使用している公用車は、平成20年度にリース契約により調達し、平成25年11月末でリース期間満了となるものであるが、リース期間中(5年間)の走行距離が約21,000kmと少ないうえ、車両の状態も良く、継続使用が可能と判断されること、また、新たな車両を調達するよりも、同車両を継続して使用するほうが経費を低減できると期待されるため、契約の相手方である(株)レックスリースより見積書を徴したところ、現在のリース料(月額)よりも約1割程度安価となったことから、同車両を再リースすることとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。また、同車両は(株)レックスリースが所有するものであり、他の者から同車両の見積書を徴することは不可能であることから、大阪府財務規則第62条及び大阪府財務規則の運用第62条関係の2の(1)により比較見積を省略する。
				商工労働部(使用料・賃借料)		H25. 4～5月		6件		185,593,860 円

平成25年度随意契約情報(使用料・賃借料)商工労働部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名	グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額 (円)	適用条項	随意契約理由
					H25. 6～7月	1件	7,457,100 円		
					H25. 12月	1件	1,285,200 円		
				合 計		8件	194,336,160 円		